

令和 7 年 3 月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和 7 年 3 月 1 9 日開会

丸亀市農業委員会

令和7年3月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年3月19日（水） 午前9時30分～午前10時20分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 39人

農業委員 12人

3. 尾野 弘季	8. 富田 等	11. 竹内 章雄	14. 松永 哲夫
5. 平山 康生	9. 牛田 均	12. 松永 哲之	15. 尾崎 義美
7. 山根 三枝子	10. 小松和貴子	13. 竹田 久義	16. 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 27人

1. 元木 繁雄	8. 戸張 正典	16. 横山 隆一	24. 竹林 隆
2. 西山 孝	9. 宮前 千代秋	18. 宮武 俊博	25. 古竹 義弘
3. 廣瀬 義文	10. 山口 好則	19. 喜來 聖則	26. 村山 雅美
4. 一本松 学	11. 須藤 誠一	20. 新居 勉	27. 徳永 善史
5. 齋藤 純子	13. 大野 忠志	21. 山本 清秀	28. 竹林 俊一
6. 坂井 清照	14. 高木 久義	22. 深井 正隆	30. 三谷 孝治
7. 守家 祥司	15. 田羅間 勳	23. 佐藤 久男	

欠席委員 7人

農業委員 4人

1. 大西 貴久	4. 内田 久夫
2. 田中 浩信	6. 和泉 弘美

農地利用最適化推進委員 3人

12. 大西 浩	17. 田中 正隆	29. 山本 敏一
----------	-----------	-----------

農業委員会事務局出席者

事務局長 谷本 孝二 事務局次長 大西 良明 副主幹 河田 浩和
主 査 佐々木武志

その他出席者

農林水産課 担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

1. 地域計画の変更手続きについて
2. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第15号 農用地利用集積計画の取消について
- 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第17号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第18号 非農地証明願について
- 議案第19号 許可後の事業計画変更申請について
- 議案第20号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

報 告

- 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（谷本孝二君）

定刻がまいりましたので、只今から令和 7 年 3 月の農業委員会定例総会を開会いたします。本日も机上にお配りしました、資料 1 令和 7 年 4 月以降、農地転用をお考えの皆様へというものは、後ほど、農林水産課の造田担当長より説明があります、それと総会の次第です。それでは、ただいまから令和 7 年 3 月定例総会を開会いたします。議事進行については会長よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

おはようございます。いよいよ年度末になってまいりました。暖かくなってきたと思いましたが、急にまた寒くなって、本当に、暑さ寒さも彼岸までということで、明日はお彼岸も中日ですが、段々と暖かくなってくると思います。年度末、お忙しい中ありがとうございます。ご承知のように、この 3 月末で、今、農林水産課のほうで進めている地域計画が策定されます。4 月以降はこれに基づいた運用になりますので、また、よろしく願いいたします。昨今の話題としましては、前回も申し上げましたように、備蓄米が放出されました。まだ、市場単価が出ていませんが、少しは安くなるかとは思っています。ただ、生産者にとっては、直接もう売り払いしているのでどうゆう影響があるか分かりませんが、新年度は、また新たな単価が設定されると思います。このような農業生産品の適正価格については、これからの検討の余地があると思いますので、注視していきたいと思っています。それでは、今日も年度末の総会よろしく願いいたします。本日の出席委員さんは 12 名で、過半数の方が出席されていますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。本日の議事録署名委員は、15 番の尾崎委員さんと、16 番の松下委員さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

それでは、農政に関する議題にはいりたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。議案書送付の際には、入ってなかったのですが、急遽、農林水産課のほうから議案で上げさせて欲しいということで、本日お配りしている資料のほうに、1番として、地域計画の変更手続きについてということで、議題に上げさせて頂いています。あと、2番目として、その他でございます。

●会長（松永哲夫君）

議題1として地域計画の変更手続きについて、農林水産課の造田担当長にご出席いただきましてありがとうございます。それでは、説明をお願いします。

●農林水産課農政担当（造田忠彦君）

はい、丸亀市農林水産課の造田と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。先ほど説明のありました、資料1 令和7年4月以降、農地転用をお考えの皆様へをご覧ください。地域計画につきましては、こちらの1月定例総会にて簡単ではありますが、地域計画について説明をさせていただいたところでございます。その地域計画は、3月31日に策定の完了予定となっています。地域計画が策定されることに伴い、農振除外や農地転用の手続きの流れが変わるようになります。令和7年4月以降は、地域計画内の農地について、農地転用の必要が生じた場合においては、農振法による農振除外や農地法による転用申請の手続きを行う前に、地域計画の変更手続きが必要となります。丸亀市は市内全域の農地を地域計画の対象としており、都市計画区域や島しょ部等の農地も対象となっております。ですので、地域計画の変更手続きは、基本的にはすべての農地について必要となります。概ね2か月程度の処理期間を予定しております。転用申請者からの立場から言いますと、農業振興地域外の農用転用については、今までより2か月早く動いてもらうようになります。具体的には、次のページにある資料2をご覧ください。地域計画変更手続きスケジュールですが、仮に4月10日締め切りの申出のものでお話をさせていただきます。1枚めくって頂きまして資料3 地域計画変更申出書を提出していただきますが、その添付資料として、次のページの資料4 地域計画変更申出に係る意見書ですが、これは水利、土地改良区の意見書ですがこの意見書を、また、土地利用計画図、案内図、行政書士さんが手続きされる場合は、委任状

が必要ですが、これらを 10 日までに出示していただくことになります。資料 2 に戻って頂いて、この提出いただいたものについて、4 月 15 日に協議の場として、地域農業再生協議会水田部会・担い手部会合同定例会で協議をいたします。その会の構成員については、丸亀市農林水産課職員、中讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合、香川県農業共済組合のメンバーでございます。判断基準については、基本的には農地転用と同じような判断基準でありまして。地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合でないことを判断基準として総合的に判断します。特に反対意見等がなければ、関係機関の意見聴取として、原則 20 日開催のこちらの農業委員会定例総会で意見聴取させていただきます。なお、案の段階ではございますが、定例総会での説明資料として資料 5、資料 6 を提示します。資料 5 の地域計画変更等理由書には、変更区分や変更する土地の地番や変更後の用途などを記載したものを、また、資料 6 の変更後の地域計画の案では、どこが変わるのかを申しますと、真ん中のところでアンダーバーを引いているところで、こちらの面積が変わってきます。また、今回、添付はしていませんが、本来は目標地図というのがあるのですが、変更となる農地に貸借がある場合は、地図上での色が無くなります、貸借がなければ地図は何も変わりません。地域計画だけで見ると面積だけが変わることになります。これだけしか変わりませんが、農地転用の前には、制度上変更の手続きが必要だということです。それでは、また、資料 2 に戻って頂いて、関係機関の同意として、農業委員会さんとして反対意見がなければ、香川県農地機構には文書で依頼いたしまして、農業協同組合さんにも文書依頼、土地改良区さんの同意は、変更申出書の添付書類の同意書で確認をいたします。この関係機関で反対意見が無いということになりますと、2 週間の計画案の公告縦覧を行います。この公告縦覧でも意見が無ければ、計画の公告を 5 月 20 日頃に行います。その計画の公告をもって、変更完了となります。その変更となった旨を申出者に通知連絡しまして、次の 6 月 5 日締め切りの農地転用申請手続きを行ってもらうことになります。資料 1 にお戻り頂いて、農用地区域内の農振除外が必要な場合、農振除外の申出は、地域計画の変更手続き前にも出来ませんが、地域計画の変更が出来ていないと、農振除外の事前協議回答が出来ず、農地の転用申請も出来ないため、今までのスケジュール通り転用を考えるのならば、結果的に、農振除外の申出が 4 月 1 日締め切りので申出する場合は、4 月 10 日締め切りの地域計画変更の申出をする必要があります。申出者のスケジュール感的に言いますと、今までは農振除外が必要で無い場合、農地転用の申請から始めることが出来たのが、こ

れからは、地域計画の変更の手続を先にする必要があるので、2 か月早く動いてもらう必要があります。農振除外のほうは、同月でいいので、変更の手続きは必要ですが、スケジュール的には変わらないというようなスケジュールとなっています。説明は以上です。何か質問がありましたらよろしく願いいたします。

●事務局長（谷本孝二君）

事務局から補足をさせていただきます。今まで、2 か月に1 回農振除外の議案が上がっていたと思いますが、これが転用の為に、地域計画をはずしたいとなると、毎月毎月農振除外のような形で農業委員会に意見聴取として上がってくると思っていたいて、結局、地域計画がある関係で、いままで農地転用が2 か月で行うことが出来ていたのが、農振除外と同じ期間、常にかかってくるといふこととご理解いただけたらと思います。農振除外は4 か月かかりますが、地域計画の変更の公告期間が短いので、処理期間として半分ぐらいですみますので、地域計画の変更がその間に終わるということで、農振除外の変更手続き中に、地域計画の変更手続きも重複して行えるということで、農振除外が必要な場合は、今までとスケジュール的には変わりませんが、農振除外が必要でない場合は、今までよりスケジュール的に、先に地域計画から外さないといけないということで2 か月余分にかかるということになります。それと4 月、5 月に農地転用を考えている方は、トラブルになる可能性がありましたので、農林水産課と相談し、行政書士会、また、土地家屋調査士会とかに、事前に話をさせて頂いて、お持ちの案件で転用計画があるものを3 月頭までに申出頂き、その分は地域計画から除外していますので、突発的なものがなければ4 月、5 月の地域計画の変更はないであらうと考えています。以上補足させていただきました。

●会長（松永哲夫君）

今の説明について、何かご意見ございませんでしょうか。新しいものですので、素朴なことでも結構です。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、もしあれば、また、個別にお尋ねいただければと思います。そしたら、

この件については、異議のないものといたします。造田担当長さんありがとうございました。事務局、その他の議題ございますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告、連絡事項に移ります。報告1番 定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告をいたします。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は令和7年2月27日木曜日 松永会長で、市役所本庁開催分は令和7年3月5日水曜日 内田委員で、綾歌市民総合センター開催分は令和7年3月10日月曜日 松永哲之委員で、午前9時から11時で受付を行いました。相談はございませんでした。次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は3月27日木曜日 尾崎委員、市役所本庁開催分は令和4月7日月曜日 平山委員、綾歌市民総合センター開催分は4月10日木曜日 牛田委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、ご出席ください。報告は以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告について何かご意見等ございませんでしょうか。その他の議題ございますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案

の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい、土地に関する議題として、議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 15 号 農用地利用集積計画の取消について、議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について、議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、議案第 18 号 非農地証明願について、議案第 19 号 許可後の事業計画変更について、議案第 20 号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、報告事項として、報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼いたします。議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に御審議よろしく申し上げます。
議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 11 件です。

1 番 津森町・・・合計面積 115.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で、低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2 番 柞原町・・・合計面積 680.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、作業療法のための利用を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で花卉を栽培する計画が提出されています。

3 番 川西町南・・・合計面積 934.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、当該農地を所有する譲渡人の要望により、既に分家独立している譲受人へ、贈

与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4 番 本島町生ノ浜・・・合計面積 237.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

5 番 垂水町・・・合計面積 83.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜・果樹を作付けする計画が提出されています。2 ページをお開きください。

6 番 垂水町・・・合計面積 5,938.53.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

7 番 垂水町・・・合計面積 757.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜果樹を作付けする計画が提出されています。なおこの案件は、議案第 20 号 2 番に関連します。3 ページをお開きください。

8 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 59.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用農地の取得を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

9 番 綾歌町岡田下・・・合計面積 921.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

10 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 1,318.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

11 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 2,319.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が

提出されています。

以上 11 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率 利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業 常時 従事 要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

●農業委員（竹内章雄君）

11 番の譲受人の住所が、兵庫県●●市とありますが、今この方は、こちらで他に耕作されているのかどうなんでしょうか。

●事務局（佐々木武志君）

この方は、こちらのほうに長く滞在されて、耕作されていると聞いています。

●会長（松永哲夫君）

実際住んでいるのは、ここに記載の住所とは違うということですか。

●事務局（佐々木武志君）

議案書に記載させていただいているのは、住民票の住所となりますが、実質的にはこちらにこられて耕作されていると聞いています。

●農業委員（竹内章雄君）

わかりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何かございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので採決いたします。議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 11 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、ご異議も無いようですので、議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 11 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

●会長（松永哲夫君）

次に、議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君）

4 ページをお開きください。議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 中府町四丁目・・・合計面積 345.00 m²（内併せ利用地 31.00 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 49 年頃に造成し、現在まで道路として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き道路として利用するものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 土器町西六丁目・・・合計面積 804.87 m²（内併せ利用地 614.87 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 58 年頃に造成し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 2 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので採決します。議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 番の案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件は、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供しま

す。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

5 ページをお開きください。議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 5 件です。

1 番 原田町・・・合計面積 857.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 飯野町西分・・・合計面積 2,113.06 m²（内併せ利用地 12.06 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 9 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 中府町四丁目・・・合計面積 694.00 m²（内併せ利用地 289.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 1 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。6 ページをお開きください。

4 番 土器町西三丁目・・・合計面積 478.68 m²（内併せ利用地 29.68 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 飯山町東坂元・・・合計面積 320.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い高速道路工事に使用する工事関係者用地の造成整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分され、令和 9 年 3 月 31 日までの一時転用のため転用できるものと考えます。

以上 5 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支

障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。御審議、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、ご異議も無いようでありますので、議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 5 番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 件は、原案どおり許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 15 号 農用地利用集積計画の取消について、議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定については、関連がありますので一括して議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、7 ページをお開きください。議案第 15 号 農用地利用集積計画の取消についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 垂水町・・・合計面積 2,295.00 m²【議案読み上げ】

2 月総会でご審議いただきました議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定についての申請番号 1 番につきまして、所有権移転に伴う対価の支払い期限に変更が生じ、所定の期間内に完了できなくなったため、取り消しするものです。

8 ページをお開きください。議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について でございます。
案件は 1 件です。

1 番 垂水町・・・合計面積 2,295.00 m²【議案読み上げ】

議案第 15 号で取り消した農用地利用集積計画について、対価の支払期限について備考のとおり定め、改めて集積計画を決定するものです。

以上、議案第 15 号、16 号についてあわせて御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご異議ございますか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 15 号 農用地利用集積計画の取消について、議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について、それぞれ 1 件の案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。
事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、9 ページをお開きください。議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。筆数が 473 筆、面積 429,188.40 m² 詳細は 9 ページから 26 ページの表のとおりです。同法第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。
以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●会長（松永哲夫君）

ご質問も無いようでありますので、議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 18 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは 27 ページをお開きください。議案第 18 号 非農地証明願についてでございます。案件は 3 件です。

1 番 本島町泊・・・合計面積 2,594.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

2 番 原田町・・・合計面積 5.77 m²【議案読み上げ】

申請地は、これまで農地用施設水路として利用されているものです。

3 番 綾歌町富熊・・・合計面積 1,067.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上 3 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご異議ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 18 号 非農地証明願について、整理番号 1 番から 3 番の案件について原案どおり処理していくことといたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 19 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

28 ページをお開きください。議案第 19 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 垂水町・・・合計面積 3,950.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 3 年 12 月 27 日、分譲住宅 15 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご異議ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 19 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番の案件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、議案第 20 号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

29 ページをお開きください。議案第 20 号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてでございます。案件は 2 件です。30 ページにかけてになります。

1 番 田村町・・・合計面積 7,509.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 1 月 20 日、申請地で分譲店舗の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の転用許可を受けておりましたが、このたび承継者が権利を承継し、介護老人保健施設として利用するため、変更申請が提出されました。

2 番 垂水町・・・合計面積 757.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 9 年 1 月 10 日、申請地で非農家の自己住宅を建築する計画で、農地法 5 条の転用許可を受けておりましたが、このたび承継者が権利を承継し、農地として利用するため、変更申請が提出されました。

以上ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご異議ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようでありますので、議案第 20 号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 2 番の各案件については、許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することにいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告事項に入ります。報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてを事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君）

31 ページをお開きください。報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告は 4 件です。

1 番 川西町北・・・合計面積 1,994.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、借人の労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番 土器町西一丁目・・・合計面積 938.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、借人の労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。32 ページをお開きください。

3 番 土器町西二丁目・・・合計面積 1,233.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、借人の労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

4 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 2,319.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、売却のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上で、3 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 20 分終了）